

各学校法人理事長 様
各私立高等学校長 様

大阪府教育庁私学課長

令和7年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金（障がいのある生徒の高校生活支援事業）
に係る事業計画書の提出について（依頼）

標記について、補助金の交付を受けようとする学校法人は、障がいのある生徒の高校生活支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び別添の作成要領をご確認の上、事業計画書を作成いただき、関係資料を添えて下記担当者へ提出してください。

なお、事業計画書の提出後、事業の中止又は補助金額・内容の変更等が生じる場合は、速やかに下記担当者あて連絡してください。

記

- 1 対象事業 障がいのある生徒の高校生活支援事業
及び期間 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの経費が対象

- 2 提出書類
- | | | |
|-------------------|---|-----|
| ・事業計画書（様式第1号） | } | 各1部 |
| ・所要経費（様式第2号） | | |
| ・関係資料等（別添作成要領5参照） | | |

※提出書類は、全てA4判で作成すること。

※様式は、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

- 3 提出方法 原本の郵送及び電子メールにて下記担当者へ提出してください。
メールアドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
※メールの件名は、「【学校法人名】R7 障がいのある生徒の高校生活支援事業計画書」、
様式のファイル名は「【〇〇高校】R7 教育振興事業計画書（障がい）.xlsx」とし
てください。

- 4 提出期限 令和7年11月14日（金）【必着】

5 留意事項

- ・ 事業計画書の補助金額は、各項目で千円未満を切り捨てた額を記入してください。
- ・ 学校法人内で複数校が申請する場合は、学校ごとに所要経費（様式第2号）を作成し、学校法人で取りまとめて事業計画書（様式第1号）を提出してください。
- ・ 各学校からの事業計画額の合計が予算額を超える場合は、予算額の範囲内で補助金額を圧縮する場合があります。
- ・ 本事業に係る教職員人件費については、経常費補助金の対象外とします。
- ・ 補助事業の実施等に当たっては、大阪府補助金交付規則、大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱及び実施要領の条件を遵守してください。

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 高橋（志）・水田

住 所：〒540-8570

大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階

電 話：06-6941-0351（内線 4852）／06-6210-9274（直通）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp